



青市人第441号
令和7年10月20日

青森市特別職報酬等審議会 会長 様

青森市長 西 秀記



青森市特別職の職員の報酬等の額について（諮問）

特別職の職員の報酬等について、その身分や職務の特殊性に応じた適正な水準を検討するため、青森市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

現行の特別職の報酬等は、平成28年度の見直し以降、改定が行われていないものであるが、この間、新型コロナウイルス感染症による世界的な影響があった一方、近年は、インバウンド需要の増加をはじめとする経済の回復が進んでいるとともに、本県経済においても、春闘における賃上げ率が3%を超える高水準となりながらも、給料・賃金の伸びが物価の伸びを下回る状況にあるなど、様々な社会的・経済的変化があったところである。

特別職の報酬等に関しては、市民の理解を得られることが肝要である一方、これらの社会情勢の変化を踏まえた時代に即した適正な水準とすることが必要である。

よって、貴審議会において、次の事項に関して活発な議論をいただくとともに、審議会として集約した意見を求めるものである。

- 1 現行の市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額について見直しが必要かどうか。また、見直すとした場合、適正な額はいくらであるか。
- 2 改定が必要であるとするとき、その実施時期はいつとすべきか。